

【小学生までのお子様がいる方へ】

令和5年4月1日診療分から

小児医療費の助成を拡大します！

中学生の医療費（外来分）の
自己負担が **1割 ⇒ 無料** になります。

～保護者の皆様へ～

総社市では、中学生までの小児を対象に小児医療費の給付を行っています。

令和5年4月1日診療分から助成を拡大し、中学生の外来受診の際の自己負担が無料となります。なお、中学生の入院分は今までどおり無料です。

	自己負担（外来）	自己負担（入院）
令和5年3月31日まで	小学生以下：無料 中学生：1割自己負担	無料
令和5年4月1日以降	無料	無料

※保険外診療（文書料・容器代・食事療養費など）については小児医療費の対象外です。

ポイントは次の2点

① 小学生以下のお子様については、助成内容は今までと変わりません。

外来分・入院分ともに無料で受診いただけます。受診の方法も今までと同じです。

② 新しい受給資格者証（白色）をお送りします。

受給資格者証に記載している有効期間が延長されますので、新しい受給資格者証をお使いください。なお、現在お持ちの受給資格者証については、総社市 子育て課または各出張所へ返還してください。

★現在中学生のお子様につきましては、
令和5年3月に既にお送りしています。

見本	岡山県							
	小児医療費受給資格者証							
公費負担者番号	8	5	3	3	0	0	8	2
受給資格者番号	*	*	*	*	*	*	*	
住所	総社*****							
	氏名	総社 太郎						
	生年月日	**年**月**日生						
一部負担金の割合	無料							
有効期間	令和5年4月1日				から			
	令和**年3月31日				まで			
上記の者の診療に係る医療保険の自己負担分については、公費で負担します。								

★有効期間が、15歳になって最初の3月31日まで（中学校3年生まで）に延長されています。



総社市役所 子育て課
子育て支援係
TEL 0866-92-8268

小児医療費公費負担制度継続のために…

総社市では、中学生までの医療費を公費で負担する小児医療費公費負担制度を実施しています。子どもの健康維持と子育てにかかる経済的負担の軽減を目的としたこの制度を継続していくために、医療の適正な受診にご協力をお願いします。

- 「はしご受診」はやめましょう
- 小児救急医療電話相談（#8000 または ☎086-801-0018）を利用しましょう
- 予防接種や健診を受けましょう
- 病院は診療時間内に受診しましょう
- おくすり手帳を活用しましょう



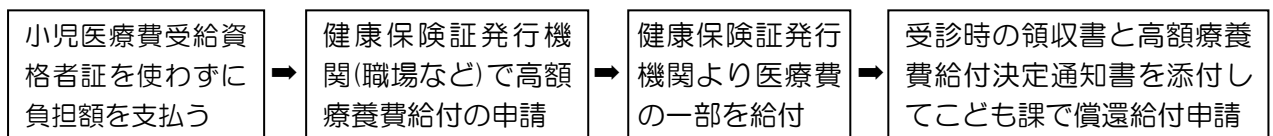
○医療費が高額になったら、学校・園の管理下で怪我をしたら…

以下の制度の利用が優先されます。

・高額療養費給付制度（医療費が高額になったら…）

医療費の自己負担額が高額になった場合、健康保険で高額療養費の給付が受けられます。所得によって対象額が違うので、詳しくは加入されている健康保険証の発行機関へご確認ください。また、差額分は小児医療の対象となります。償還給付申請時に健康保険からの**高額療養費給付決定通知書も添付**してください。

【対象の場合のお手続きの流れ(例)】

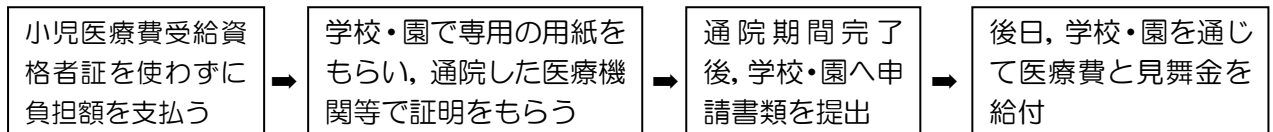


※高額療養費給付制度の限度額適用認定証をお持ちの場合は、お支払い時に提示していただくだけで適用されますので、手続き不要です。

・日本スポーツ振興センター災害共済給付制度（学校・園の管理下で怪我をしたら…）

小中学校・幼稚園・保育園などの管理下で怪我をして病院にかかり、治療完了までの期間の総医療点数が500点以上(医療費負担額の合計が未就学児 1,000円以上、小中学生 1,500円以上)の場合は災害共済給付制度がご利用いただけます。こちらは医療費に加え1割相当の見舞金も給付されます。詳しくは通われている学校・園へおたずねください。

【対象の場合のお手続きの流れ(例)】



○損害賠償との調整

病気または負傷について損害賠償（たとえば交通事故などによるもの）を受けた場合は、賠償額の限度までは給付の対象になりません。また、すでに給付した医療費は返還していただくこととなります。

こんなときには必ず届け出を！

こんなとき	お持ちいただくもの
総社市から転出するとき	受給資格者証を返還してください
健康保険証が変わったとき	受給資格者証、健康保険証
氏名・住所が変わったとき	受給資格者証
生活保護を受けるようになったとき	受給資格者証を返還してください